並びに植物界のきじかくし科ベアウカルネア（spp.）、まめ科のダルベルギア（spp.）（附属書Ⅰに掲げる種を除く。）(#15)、グイボウルティア・デメウセイ(#15)、グイボウルティア・ペルレグリニアナ(#15)、グイボウルティア・テスマニイ(#15)及びプテロカルプス・エリナケウス、あおい科アダンソニア・グランディディエリ(#16)並びにしょうが科スティフォノキルス・アイティオピクス（モザンビーク、南アフリカ、スワジランド及びジンバブエの個体群）を附属書Ⅱに加える。

附属書Ⅱに掲げるヴィクグナ・ヴィクグナ（哺乳綱うし目（偶蹄目）らくだ科）に付された注2、注3、注4及び注5を削り、注1を次のように改める。

注1　ヴィクーニャ（ヴィクグナ・ヴィクグナ）の繊維及びその派生製品の国際取引を認めることを専らの目的とする（ただし、生きているヴィクーニャから刈り取られたものである場合に限る。）。その繊維から得られる製品の取引は次の規定に従ってのみ行われる。

(a)　織物及び衣類を製造するためにヴィクーニャの繊維を加工する個人又は団体は、原産国（この種が生息する国、すなわちアルゼンチン、ボリビア、チリ、エクアドル及びペルー）の関係当局から、ヴィクーニャの管理及び保護のための協定の署名国であるこの種の分布国間で採択された「ヴィクーニャ・原産国」という標示、標識又はロゴを使用する許可を申請しなければならない。

(b)　取引される織物及び衣類は、次の規定に従って表示を付けなければならない。

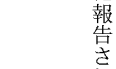
(i)　生きているヴィクーニャから刈り取られた繊維から作られた織物の国際取引に当たっては、当該織物がこの種の分布国の国内又は国外で製造されたかを問わず、原産国を特定するため、標示、標識又はロゴを使用しなければならない。「ヴィクーニャ・原産国」という次のような標示、標識又はロゴを付ける。



標示、標識又はロゴは、織物の裏面に表示しなければならない。更に、織物の織端には「ヴィクーニャ・原産国」という標示を記載しなければならない。

(ii)　生きているヴィクーニャから刈り取られた繊維から作られた衣類の国際取引に当たっては、当該衣類がこの種の分布国の国内又は国外で製造されたかを問わず、(b)(i)に掲げる標示、標識又はロゴを使用しなければならない。当該標示、標識又はロゴは、衣類自体のラベルに表示しなければならない。衣類が原産国外で生産された場合、(b)(i)に規定する標示、標識又はロゴに加えて、当該衣類が生産された国の名称も記載しなければならない。

(c)　生きているヴィクーニャから刈り取られた繊維から作られた手工芸品であって、この種の分布国の国内で生産されたものの国際取引に当たっては、「ヴィクーニャ・原産国・民芸品」という次のような標示、標識又はロゴを使用しなければならない。



(d)　織物及び衣類の生産に用いられた生きたヴィクーニャから刈り取られた繊維の原産国が複数である場合、各原産国について(b)(i)及び(b)(ii)に規定する標示、標識又はロゴを記載しなければならない。

(e)　他の全ての標本は附属書Ⅰに掲げる種の標本とみなされ、その取引は附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引として規制される。

附属書Ⅱに掲げるパンテラ・レオ（アフリカの個体群）（哺乳綱ねこ目（食肉目）ねこ科）に、次の注釈を付する。

野生の状態で採取され、商業目的で取引される骨、骨の破片、骨製品、かぎ爪、骸骨、頭蓋骨及び歯の標本については、毎年零の輸出割当てが設定される。南アフリカで飼育繁殖された個体から得られた骨、骨の破片、骨製品、かぎ爪、骸骨、頭蓋骨及び歯の商業目的の取引については、毎年の輸出割当てが設定され、条約事務局に報告される。

附属書Ⅰに掲げるクロコデュルス・モレレティイ（爬虫綱わに目クロコダイル科）の注釈を次のように改める。

商業的目的で取引される野生の標本については、零の割当てとする附属書Ⅱに掲げるベリーズの個体群及び附属書Ⅱに掲げるメキシコの個体群を除く。

解釈7#11を次のように改める。

丸太、製材品、薄版、合板、粉末及び抽出物。抽出物を成分として含有する完成品（香料を含む。）を除く。

解釈7#14(f)を次のように改める。

包装され、小売用に準備された完成品（木材チップ、ビーズ、数珠及び彫刻品を除く。）

○財務省告示第三百六十六号

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合のほか、次のように定め、平成二十九年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年十二月財務省告示第三九九号）は、同日から廃止する。

平成二十八年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨一一〇円

二　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一五五円

三　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一二二円

四　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨八二円

五　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨八三円

六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨八〇円

七　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨一一二円

八　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一三円

九　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨三二円

十　中華人民共和国（香港特別行政区）通貨　一香港・ドルにつき本邦通貨一四円

十一　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨一六円

十二　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一三円

十三　ロシア通貨　一〇〇ルーブルにつき本邦通貨一六三円

十四　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨三〇円

十五　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨四五三円

十六　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨七六円

十七　サウジアラビア通貨　一リヤールにつき本邦通貨二九円

○財務省告示第三百六十七号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年十二月財務省告示第四百号）は、同日から廃止する。

平成二十八年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨一一〇円

二　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一二二円

三　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一三円

四　ブラジル通貨　一ヘアルにつき本邦通貨三二円

五　ウルグアイ通貨　一〇〇ウルグアイ・ペソにつき本邦通貨三六四円

六　インド通貨　一〇〇インド・ルピーにつき本邦通貨一六四円

七　パキスタン通貨　一〇〇パキスタン・ルピーにつき本邦通貨一〇七円

八　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨三二二円

九　ミャンマー通貨　一、〇〇〇チャットにつき本邦通貨八九円

十　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨八三円

十一　メキシコ通貨　一〇〇メキシコ・ペソにつき本邦通貨六〇九円